

4 教育

ア 初等・中等教育

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
小・中学校の設置基準の明確化 (文部科学省)	<p>a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促す。さらに、学校法人の財務情報等の開示を促進する。</p>	省令制定・公布	措置(14年4月施行予定)		<p>(文部科学省)</p> <p>私立学校の設置促進を含め、国・公・私を通じ、多様な教育機会の拡充を図る観点から、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)を策定し、小・中学校の設置基準を明確化した。(平成14年4月1日施行)</p> <p>また、平成13年度第2回私立学校主管部課長会議(平成14年1月15日)において、各都道府県の私立学校主管部課に対し、私立小・中学校設置認可審査基準等や学校法人の設立認可審査基準の緩和につき周知した。</p>	
初等中等教育における教育内容の充実 (文部科学省)	<p>創造力ある人材を育成するための教育、例えば理数系教育・IT教育・芸術教育・コミュニケーション/言葉教育、等とともに、社会性を身につける教育や勤労観、職業観をはぐくむ教育機会についても充実するよう検討し、所要の措置を講ずる。</p>	措置済			<p>(文部科学省)</p> <p>基礎基本を確実に身につけさせ、それを基にして、自ら学び考える力など、「生きる力」を育むことを基本的なねらいとした新学習指導要領の趣旨の実現を図るための具体的な方策「確かな学力向上のための2002アピール「学びのすすめ」」として、学校での取り組み及び国の施策をとりまとめ、平成14年1月に公表した。</p> <p>理科教育については、平成14年度予算において、科学技術・理科・数学教育を重点的に行う学校をスーパーサイエンスハイスクールとして指定するなど、科学技術・理科教育に関する施策を総合的・一体的に推進する「科学技術・理科大好きプラン」を計上した。</p> <p>IT教育については、平成14年度予算において、IT環境の整備の経費を計上した。</p> <p>芸術教育については、平成14年度予算案において、子どもたちが本物の芸術文化に直に触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動を得、感受性豊かな人間としての育成を図る「こどもの文化芸術体験活動の推進」を計上した。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
						<p>コミュニケーション/言葉教育については、平成14年度予算において、英語教育を重視したカリキュラム開発等の研究開発を行う「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」を計上した。</p> <p>社会性を身につける教育については、平成14年度予算において、社会奉仕体験活動や道徳教育を推進する経費を計上した。</p> <p>職業観、勤労観をはぐくむ教育については、平成14年度予算において、キャリア教育を推進する経費を計上した。</p>	

イ 高等教育

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省) <住宅ア27の再掲>	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新増設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。 (第154回国会に關係法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布・廃止)			(国土交通省) 工業(場)等制限法を廃止することを内容とする「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案」を第154回通常国会に提出した。	
任期付き教官に対する処遇の改善 (文部科学省、【人事院】)	いわゆる招へい型を始めとした任期付き教官に対して給与法上の特例措置によって能力・実績に応じた給与等の処遇の改善が可能となるよう検討し、結論を得る。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	結論	措置			(文部科学省) 「新しい「国立大学法人」像について」(平成14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告)において、国立大学法人化後の教員の身分は非公務員型とし、給与基準は各大学が定めることとした。このため法人化後は、各大学において任期付き教員に対する給与等の優遇措置を講じることが可能となり、今後、法人化に際して各大学において具体的に検討されることとなる。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
大学組織の活性化の推進 (文部科学省)	運営の効率化の観点から、大学における事務部門のアウトソーシングを大学の判断で自由に行えるようにするなど、大学の組織をより活発なものにするための検討を早急に行い、結論を得る。	措置済				(文部科学省) 「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」において、平成13年9月27日の中間報告を経て、平成14年3月26日に最終報告として「新しい「国立大学法人」像について」を取りまとめた。	
学部におけるダブルメジャー制度の導入 (文部科学省)	各大学において二つ以上の専攻(メジャー)を取得することができるよう、ダブルメジャー制度の導入を行うとともに、ダブルメジャーの導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討を行う。	検討・継続的推進				(文部科学省) 各大学におけるダブルメジャーを含む専攻以外の分野を学習させるための配慮の状況について調査結果を公表し、ホームページに掲載することにより広く情報提供を行った。 (平成13年12月19日)	
パートタイム学生制度の創設 (文部科学省)	社会人が正規の学生としてある程度長期にわたって学びながら学位を取得できるよう大学において正規学生としてパートタイム学生を受け入れるとともに、パートタイム学生の導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討を行う。	結論・継続的推進				(文部科学省) 中央教育審議会において長期履修学生(「大学等における社会人受入れの推進方策について」)に関する答申(平成14年2月21日)を取りまとめた。さらに、この答申を全大学に送付することにより情報提供を行い、その導入を促進するとともに、長期履修学生に関して大学設置基準等の改正を行った。	
国立大学の法人化に関する方向性の確定 (文部科学省)	国立大学を早期に法人化するため、給与、定員、兼職・転職、休職、採用手続などに関して、当該組織が自律的に決定することができる制度設計に向けた非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。	措置済				(文部科学省) 「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」において、平成13年9月27日の中間報告を経て、平成14年3月26日に最終報告として「新しい「国立大学法人」像について」を取りまとめた。	

ウ 研究開発等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備 (文部科学省)	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。	受託研究については措置済・継続的検討				(文部科学省) 法人税法施行令の改正により、私立大学における一定の受託研究収入に係る非課税措置が創設された。(平成14年4月1日施行)	

